

## 会 議 録

|                |   |
|----------------|---|
| 会議の名称          | 令和2年度第1回東大和市国民健康保険運営協議会   |
| 日 時            | 令和3年1月19日（火）<br>午後1時15分から   |
| 会 場            | 東大和市役所 会議棟 第6・7会議室  |
| 出席者            | 運営協議会委員16名（欠席1名）<br>市長、市民部長、保険年金課長<br>事務局3名<br><br>合計22名  |
| 公開<br>等<br>非公開 | 会議録等の全部<br>秘密会の議決 有・ <input checked="" type="radio"/> 無<br>非公開議決 一部   |
| 傍聴人            | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無   |
| 会議次第           | 日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）<br>日程第2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する国民健康保険の施策について<br>日程第3 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号及び第4号（案））について（報告）<br>日程第4 （素案）東大和市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査実施計画～中間評価～について<br>日程第5 その他 |
| 会議の記録          | 別紙会議録のとおり   |
| 備考             |   |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>尾崎会長<br/>委員一同<br/>尾崎会長</p> | <p>それでは、皆様こんにちは。<br/>こんにちは。<br/>改めまして新年あけましておめでとうございます。<br/>＜会長御挨拶＞<br/>まず初めに事務連絡がございますので、よろしくお願ひします。</p>   |
| <p>村上部長</p>                   | <p>皆様こんにちは。市民部長の村上でございます。委員の皆様におかれましては、本日は新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令されている最中に、運営協議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。開催通知でお知らせ申しあげましたとおり、本日は、令和3年度の国民健康保険税率の改定につきまして、諮問をさせていただきます。コロナ禍の中で保険税率の改定を予定いたしますことから、内容につきまして、しっかりと委員の皆様にお伝えする必要があり、皆様にお集まりいただきましたことを、なにとぞ御理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。本日の会場につきましては、密を避けるためにできる限りのソーシャルディスタンスを図っております。開催時間につきましても、極力時間短縮を図りながら進行していきたいと考えておりますことから、通常の進行とは異なるところもございますが、なにとぞ御理解御協力の程よろしくお願ひいたします。以上でございます。</p> |
| <p>尾崎会長</p>                   | <p>それでは着座のまま進行させていただきます。ただいま今回の会議につきまして説明がありました。委員の皆様におかれましても、遅滞のない進行に御協力をお願い申し上げます。続きまして、新しく委員となられました方がいらっしゃいますので御紹介します。令和2年7月に被用者保険代表として、新たに</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>委員となりました古川浩二委員です。よろしくお願ひします。</p>   |
| 尾崎会長 | <p>＜委員より御挨拶＞</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席について御報告お願ひします。</p>  |
| 事務局  | <p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員16名でございます。また、東大和市国民健康保険条例第2条に定めます各選出区分から御出席でございますので、東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議は成立しておりますので、お知らせいたします。</p>   |
| 尾崎会長 | <p>どうもありがとうございました。次に議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>＜議事録署名人を指名＞</p> <p>それではお手元にお配りしております次第によりまして、進めさせていただきます。</p> <p>議事に入らせていただきます。はじめに「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）」についてです。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、諮問書の読み上げのみを行うこととして、諮問書については、写しをすでに皆様の机上に置かせていただいておりますので、そちらを御確認願ひします。それでは、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 尾崎市長 | <p>令和3年度に向けた国民健康保険税の税率等の改定につきまして、諮問をさせていただきます。「東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）」。このことについて、東大和市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 尾崎会長 | <p>協議会に別紙の事項について諮問いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは諮問をいただきました市長から、一言御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。</p>  |
| 尾崎市長 | <p>改めまして皆さんこんにちは。尾崎でございます。日頃より国民健康保険事業に、御理解・御協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。委員の皆様におかれましては、御多忙の中、また新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下の中、東大和市国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。国保財政健全化計画に取り組み4年目を迎えます。令和3年度におきましても、計画に基づく保険税率等の改定が必要となりますことから、委員の皆様にお諮りをお願いするものであります。この度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中での保険税率の改定となります。そこで、市といたしましては、国民健康保険事業運営基金を最大限活用することで、保険税収の減少に対する補填や、収入が減少した世帯に対する保険税減免の配慮を行いたいと考えております。また、従前より行っております保健事業等の取り組みによる医療費の適正化や、交付金を活用した保険税の急増抑制につきましても継続して行っておりますので、なにとぞ皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。結びに、本日お集まりの皆様の御健勝を祈念申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 尾崎会長 | <p>どうもありがとうございました。それでは市長はこの後公務ということで御退席されます。</p> <p>ただいまの諮問内容につきまして、事務局説明をお願いしま</p>   |

|             |   |
|-------------|---|
| <p>村上部長</p> | <p>す。</p> <p>それでは諮問内容について御説明申し上げます。お配りいたしました諮問書の表紙をおめくりください。1の諮問理由につきましては、国保財政健全化計画による保険税率の改定であることを理由とさせていただいているものでございますが、お手元の諮問書の写しにて後程、御確認いただきたいと存じます。</p> <p>2の諮問事項につきましては、諮問の内容となります保険税率の改定の具体的な数値となりますので、お時間をいただき読み上げさせていただきます。2 諮問事項（1）税率等について、アの基礎課税額の税率等につきましては、所得割100分の6.57を100分の6.72に改めるものでございます。被保険者均等割につきましては、被保険者1人について31,700円を33,500円に改めるものであります。イの後期高齢者支援金等課税額の税率等につきましては、所得割100分の2.05を100分の2.25に改めるものであります。被保険者均等割につきましては、被保険者1人について10,100円を11,000円に改めるものであります。ウの介護納付金課税額の税率等につきましては、所得割100分の1.93を100分の2.16に改めるものであります。被保険者均等割につきましては、被保険者1人について11,000円を12,800円に改めるものでございます。（2）改定時期につきましては、令和3年4月1日から改定するものであります。以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。</p> |
| <p>尾崎会長</p> | <p>どうもありがとうございました。それでは、この件につきまして、事務局から資料による詳細の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>  |

岩野課長

皆様こんにちは。保険年金課長の岩野でございます。どうぞよろしくお願いたします。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。お手元に「令和2年度第1回東大和市国民健康保険運営協議会資料 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について」を御用意ください。こちらの資料に基づきまして令和3年度の国民健康保険税の改定率の改定案につきまして御説明をさせていただきます。表紙をおめくりいただき、1ページを御覧ください。

1の市が東京都に納めます令和3年度国民健康保険事業費納付金につきましては、24億6,767万7,764円と算定されました。

2の納付金に対して必要とされる市の標準保険料率につきましては、下の表のうち令和3年度標準保険料率の欄のとおり示されました。ここで示されております標準保険料率につきましては、東京都の一律の基準により算定した当市の令和3年度標準保険料率を記載しております。表の最下欄にて現在の保険税率等と比較しております。

続きまして、3の財政健全化計画に基づく国民健康保険税の改定率の考え方ではありますが、市では一般会計からの赤字補填の繰入金を保険税急増の激変緩和措置のために国が設けた特例基金のある令和5年度までに解消することとし、医療費の適正化への取組等と合せて、国民健康保険税の税率等を見直す財政健全化計画を平成30年3月に策定いたしました。この計画に基づきまして、国民健康保険税の税率等につきましては、各年度の赤字補填の繰入額を、特例基金が設けられております残期間で除した額分を解消する改定を行っております。その結果

の改定率といたしまして、平成30年度に6.25%、平成31年度に6.08%、令和2年度に5.45%のそれぞれ増改定を行っております。

続きまして、4の令和3年度の国民健康保険税の改定率であります。1で御説明いたしましたとおり、令和3年度における納付金額は、約24億6,768万円であります。これを現在の保険税率等にて積算いたしますと、不足額は約2億5,088万円となりました。歳入・歳出の内訳は5ページに記載しておりますので、後程、御覧いただければと存じます。令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国民健康保険事業運営基金を積極的に活用し、後述いたしますようにコロナ禍の影響による所得の減少のために生じる保険税収の減少に対する1億3,000万円の補填等を行います。1枚おめくりいただき2ページを御覧ください。その結果、令和3年度の一人当たり国民健康保険税改定率は、5.18%の増改定となり、改定幅を抑制することができました。

なお、こちらも後述いたしますが、交付金の活用や保険税率改定積算上の収納率の考え方につきましては、令和2年度と同様といたします。算出の詳細につきましては、6ページから7ページにかけて記載しておりますので、後程、御覧いただければと存じますが、令和3年度に解消する赤字補填繰入額は8,362万8,000円となります。

2ページ、5の基金の活用であります。市の平成31年度末現在の基金の残高は約1億6,878万円であります。今回の改定は、新型コロナウイルス感染症の影響が及んでいる中で実施するものであります。このため基金を積極的に活用し、1億

6, 738万円を取り崩し、被保険者の負担軽減に取り組んでまいります。

具体的な活用内容について、御説明いたします。(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援であります。①といたしまして、保険税収の減に対する補填であります。新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少によりまして、保険税収が減少する見込みとなります。この減収分を基金から繰入れて補填いたします。実際の所得の減少がどこまでのものか把握することは現段階では困難でございますが、1億3,000万円の減収を見込みまして、この金額を基金から繰入れいたします。②といたしまして、収入の減少が見込まれる世帯に対する市独自の保険税の減免であります。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が一定程度減少する見込みの世帯に対しまして、市独自で保険税の減免を実施することで、減収世帯の負担軽減を図ってまいります。現段階で多摩地域26市の中で、市独自の減免制度の実施を予定しておりますのは、当市のみとなっております。具体的な減免基準につきましては、国からの財政支援を基に令和2年度に実施しております減免措置、こちらを参考にいたしまして、今後具体的な基準を定めてまいります。この独自の減免による税収の減を補填するための基金からの繰入額は、2,600万円を見込んでおります。

(2) の税制改正への対応であります。地方税法の改正により基礎控除額の増額の影響によりまして、課税所得が減少いたします。課税所得の減少によりまして保険税収も減少いたしますので、この減収分をまかなう保険税率の改定が本来必要となりますが、一年度でこの減収分の解消を図ると保険税率の



急増となりますことから、基金を活用することで令和5年度までの段階的な緩和措置を講じます。令和3年度におきましては、影響見込み額の3分の2にあたります1, 138万円を基金から繰り入れる予定です。

3ページを御覧ください。6の応益割（被保険者均等割）の考え方であります。前年同様に、被保険者均等割の税額につきましては、隣接4市の平均額を参考といたします。一方で、低所得者層への配慮といたしまして、継続的に応益割（被保険者均等割）を抑制いたしまして、当分の間は被保険者均等割の総額が標準保険料率の被保険者均等割の総額を上回らないようにいたします。結果といたしまして、令和3年度の応能応益の割合は下記のとおり、63.5対36.5になる見込みです。

なお補足が2点ございます。1点目といたしまして、被保険者均等割につきましては、所得が一定基準以下の世帯を対象といたしました7割・5割・2割の軽減制度がございます。先程御説明いたしました税制改正によります基礎控除額の増額によりまして、課税所得が減少いたしますので、新たに軽減制度の対象となる世帯や軽減の割合が増加する世帯が生じる見込みであります。2点目といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります保険税の減収を基金から補填いたします。この補填につきましては、性質上所得割の補填として充当いたしますことから、その結果として実際の令和3年度当初課税時の応能応益の割合は、先程の割合よりも応能割が抑えられて、応益割合が高くなる見込みとなります。

続きまして7の国民健康保険税急増の抑制に向けた取組であります。（1）といたしまして、保健事業等の継続的な取組

によります医療費の適正化であります。1つ目といたしまして、糖尿病等重症化予防事業、低栄養防止等フレイル対策通知事業、慢性閉塞性肺疾患（COPD）啓発事業等の保健事業につきましては、将来的な医療費の適正化に資するものとして引き続き積極的に取組んでまいります。2つ目といたしまして、独居高齢者に特化した特定健康診査の受診勧奨対策を継続してまいります。1枚おめくりいただき4ページをお開きください。3つ目といたしまして、東大和市 Rond みんなの体育館との連携事業や、お薬カレンダー、残薬バッグの活用を継続してまいります。4つ目といたしまして、こちらは新規の取組となりますが、人間ドック・脳ドックの受診料助成申請の際に、人間ドック等の結果の提出を求めることといたします。提出された結果の一部につきましては、特定健康診査受診の結果と同等のデータとして、保健事業の対象者抽出に活用いたします。これによりまして、データの捕捉率が高まり、保健事業の利用促進等にもつながることから、御本人の健康保持・増進及び将来的な医療費の適正化に寄与するものとなります。

また、今回の資料へは記載してございませんが、ジェネリック医薬品の使用促進を市の国民健康保険として積極的に行ってきた結果、令和2年3月におけます東大和市国民健康保険者の数量シェアの使用割合が、東京都内の市及び区の中でトップとなります81.9%を記録するなど、市が行ってきた保健事業につきましては一定の効果が表れているところであります。

(2)といたしまして、交付金の活用等であります。1つ目といたしまして、これまでと同様に保険者努力支援制度で得られる交付金を、保険税率の抑制に活用いたします。

なお、この保険者努力支援制度につきましては、国が評価・採点するものではございますが、東大和市の取組につきましては高く評価をいただいております。令和3年度の見込みではございますが、得点数といたしまして26市の中で最上位、東京都内でも2位の獲得点となっております。2つ目といたしまして、収納率向上に向けた各種取組の成果によって見込める東京都の特別交付金の増額分を、保険税急増の抑制に活用いたします。3つ目といたしまして、保険税率改定積算に使用する収納率につきましては、引き続き現年分収納率の直近過去3年度の最高値となります94.8%を用いることで、保険税急増を抑制いたします。

続きまして8の今後のスケジュール(予定)でございますが、2月2日の運営協議会にて、答申案を御協議いただく予定となっております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして7ページを御覧ください。7ページ中ほどに、このたび説明いたしました内容に基づきます国民健康保険税の改定の概要を、一覧にまとめてございます。(1)国民健康保険税の改定率の改定内容につきましては、表の最下段、被保険者均等割計の欄を御覧ください。隣接市の平均額が57,350円となりました。それを参考とした結果、被保険者均等割は基礎・後期・介護の総計で57,300円となります。

なお、令和3年度につきましては課税限度額の見直しや7割・5割・2割の均等割軽減制度にかかる所得基準の見直しに関する法改正はございません。

次ページ以降は、縦長のA3版を横にして折り込んだもので

|      |  |
|------|--|
|      | <p>すが、国民健康保険税の税率等の改定案と現行との比較を、モデルケースの世帯別・総所得階層別にお示ししたものを参考として添付いたしましたので、後程、御確認願います。</p> <p>資料の説明につきましては以上となりますが、ただいま御説明申しあげました改定案につきまして、A4・1枚にまとめた概要版も本日併せて配布させていただいております。資料を振り返る際の参考としていただきますようお願いいたします。令和3年度におけます国民健康保険税の税率等の改定につきまして、御理解を賜りますようよろしくようお願い申し上げます。説明は以上です。</p>   |
| 尾崎会長 | <p>説明が終わりました。委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。本来であれば、ここで委員の皆様1人1人に保険税の改定についてお考えを伺いたいところではございますが、会議時間を短縮するため、御意見があれば文書またはお電話にて、市の事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。答申の案をまとめる兼ね合いもありますので、1月26日火曜日までにお願いたします。次回の運営協議会は2月2日に開催いたします。そこで運営協議会としての答申案を、委員の皆様にお諮りしたいと考えております。よろしいでしょうか。よろしければ、これで「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）」を終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p> |
| 尾崎会長 | <p>それでは次に「日程第2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する国民健康保険の施策について」を、事務局から説明をお願いいたします。</p>  |
| 岩野課長 | <p>引き続き私の方から説明をさせていただきます。恐縮です</p>  |

が、このまま着座にて進めさせていただきます。本日、委員の皆様の上には、諮問書や保険税率改定にかかる資料のほか、本日の次第や運営協議会委員名簿、日程第3の議題の資料につきましても配布させていただいております。また、開催通知に併せまして、事前に日程第2にかかる資料「新型コロナウイルス感染症の影響に対する国民健康保険の施策について」及び日程第4にかかる資料「(素案) 東大和市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画～中間評価～」につきましては、開催通知に同封してお送りしているところではございます。以上、各種資料につきましてお手元がない方がいらっしゃいましたら、挙手していただければ事務局からお持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、「日程第2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する国民健康保険の施策について」御説明申し上げます。お手元に日程第2の資料を御用意ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に対しまして、令和2年度に2つの施策を実施しております。概要につきましては別紙にまとめてございますので、別紙をご覧ください。

はじめに、(1) 国保税の減免の概要を御覧ください。対象となる世帯につきましては、対象①といたしまして、コロナにより主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯となります。対象②といたしましてコロナの影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の(1)から(3)の全てに該当する世帯となります。条件となります(1)から(3)についてであります。(1)といたしまして事業収入等のうち、いずれかの減少額が前年つまり令和元年と比べまし

て、当該事業収入等の額の10分の3以上、3割以上の減少見込みがあるということ。(2)、(3)につきましては、それ以外の一定の所得条件を提示しているものでございます。その下の欄、2の減免の割合についてですが、対象①につきましては全額、対象②につきましては計算式によりまして対象保険税額の2割から10割の減免割合を適用するものでございます。その下の欄、3の対象となる保険税につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限にかかる保険税としております。

別紙の裏面をご覧ください。2つ目の施策といたしまして(2)の傷病手当金の概要をご覧ください。1の対象者といたしまして、国民健康保険に加入されている被用者、事業主に雇用され給与等を支払われている方のうち、コロナに感染された方または発熱などの症状がありコロナ感染が疑われる方で、その療養のために労務に服することができなかった、つまり働けなかった方が対象となります。その下の欄、2の支給要件、3の支給額につきましては、おおよそといたしましては、手当金算定の期間の給与収入の約3分の2が支給されるものであります。4の適用期間としましては、令和2年12月末日までとなっておりましたが、ここで令和3年3月末日までの延長が決定されております。

それでは資料の1枚目にお戻りください。この2つの施策につきまして、様々な周知を行いまして、その結果国保税の減免の実績につきましては11月末現在の状況ではございますが、減免決定件数としまして190件、減免決定額といたしましては令和2年度賦課分、平成31年度賦課分と合わせまして約

|      |   |
|------|---|
| 尾崎会長 | <p>3, 600 万円となります。国民健康保険の被保険者の世帯数は約1万2, 000世帯でございますので、この時点で2%弱の世帯から御申請いただいているものであります。現状でも申請は続いておりますので、最終的な減免決定件数等につきましては、令和3年度の運営協議会にて御報告いたします。</p> <p>傷病手当金の支給実績につきましては、11月末現在の状況といたしまして、支給決定件数が3件、支給決定額は18万7,986円であります。こちらにつきましても継続して申請に関する相談を受けております。最終的な決定件数につきましては、令和3年度の運営協議会にて御報告させていただきます。</p> <p>こちらの国民健康保険税の減免、傷病手当金、いずれも財源といたしましては国からの交付金で全額補填されるものでございます。以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、御意見、御質問はございますか。ないようですので、これにつきましても、もしあれば事務局へご連絡お願いいたします。それでは、「日程第2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する国民健康保険の施策について」を終了とさせていただきます。</p> |
| 尾崎会長 | <p>引き続き「日程第3 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号及び第4号（案））について」事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 岩野課長 | <p>それでは、「日程第3 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号及び第4号（案））について」御報告申し上げます。</p> <p>なお、第4号補正予算につきましては、これから、令和3年</p>  |

第1回定例会にて上程するものでございますことから、案の段階ではございますが、政策的判断を伴う内容ではございませんので、第3号補正予算額とまとめて御報告いたしますことを御了解願います。お手元に資料、令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号、第4号（案））歳入・歳出集計表を御用意ください。

表の左側、歳入から御説明申し上げます。1款、国民健康保険税につきましては、5,000万円の減額補正となります。これは、先程御説明いたしました、コロナの影響によります保険税減免によって減額される現年課税分を補正するものでございます。

3款、国庫支出金につきましては、3,000万円の増額補正となります。先程御説明申し上げました5,000万円のコロナの影響によります現年課税分の減免額のうち、国から直接補填される分になります。

4款、都支出金につきましては、2,400万円の増額補正となります。3款国庫支出金と同様に、コロナの影響によります保険税減免の減額分につきましては、国からの交付金を、東京都を經由して、補填される分になります。この内、2,000万円は現年課税分の減免額、400万円は平成31年度中に課税された過年度分の減免額の補填分となります。

6款、繰入金につきましては、1,488万3,000円の増額補正となります。保険基盤安定負担金の交付額が、当初の見込みよりも多かつたことによります補正となります。保険基盤安定制度の内容につきましては、資料の下段にて御確認ください。



|      |  |
|------|--|
|      | <p>続きまして、表の右側、歳出であります。</p> <p>1 款、総務費につきましては、40万円の減額補正であります。職員人件費の減に伴う減額となります。</p> <p>6 款、諸支出金につきましては、1,928万3,000円の増額補正でございます。主な内容といたしましては、コロナの影響によります保険税減免の、平成31年度中に課税された過年度分を減免することで生じます還付金分を増額したものと、前年度、平成31年度の保険給付費の確定によります東京都への返還金分を増額したものととなります。説明は以上でございます。御質問等がございましたら、お願いいたします。</p> |
| 尾崎会長 | <p>ありがとうございます。質問はよろしいでしょうか。それでは、意見がないようですので、「日程第3 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号及び第4号（案））について」を終了とさせていただきます。</p>  |
| 尾崎会長 | <p>続きまして「日程第4 東大和市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画～中間評価～について」を事務局から説明をお願いいたします。</p>  |
| 岩野課長 | <p>日程第4の中間評価（素案）について、御説明申し上げます。お手元に議題4の資料及び皆様にお配りしております、この中間評価の素案の冊子をお手元に御用意願います。説明の便宜上、この第2期データヘルス計画を第2期計画、第3期特定健康診査等実施計画を第3期計画と呼称いたしますことを、御承知おきください。</p> <p>この第2期計画、第3期計画は、平成30年度から令和5年度までの6カ年の計画として策定いたしまして、これに基づきまして、保険事業等の各施策を実施しております。計画の上で、</p>                                       |

中間年度となります令和2年度に、中間評価を行うことと、両計画で定めておりました、その素案がまとまりましたので御報告するものでございます。この中間評価の構成につきましては、国民健康保険中央会が示しました中間評価策定のマニュアルに基づきまして、一部アレンジを加えてまとめたものでございます。各章の概要につきましては、事前に委員の皆様には、資料をお送りし、お示しをしておりますが、本日は少し、内容に触れながら御説明させていただきます。

こちらの中間評価の冊子の表紙を何枚かおめくりいただきまして、1ページをお開きください。1ページ第1章は、第2期計画、第3期計画の両計画策定の背景や根拠、両計画の関係について説明しているものでございます。両計画に基づく取り組みにつきましては、重複するものも多くございますので、この中間評価につきましては、一体的に取扱い、まとめたものとしてございます。

2ページを御覧ください。両計画の基本的考え方、また、今回の中間評価の趣旨について説明しているものでございます。この中間評価の趣旨としましては、第2期計画と第3期計画の振り返りを行いまして、令和3年度からの各事業の目標実現に向けた見直し等を図っていくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ、4ページの見開きを御覧ください。両計画で掲げております各事業の目的と実施状況を一覧にしているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページ、6ページの見開きを御覧ください。両計画で掲げております各事業の目標値を現す一覧となっております。

また、1枚おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。各事業の中間評価の方法を説明しているところでございます。

その隣8ページを御覧ください。この8ページから12ページにかけては、東大和市の特性把握と分析を行っております。8ページにつきましては、東大和市全体の人口構成となっております。

1枚おめくりいただきまして、9ページを御覧ください。9ページの基礎統計につきましては、東大和市国民健康保険加入者におけます医療費等の基礎統計となっております。

その隣10ページを御覧ください。同じく東大和市国民健康保険加入者におけます疾病別の医療費統計となっております。

1枚おめくりいただきまして、11ページ、12ページの見開きを御覧ください。今般のコロナの影響によります医療費の比較ということで、把握できる限り8月時点までの前年度比を資料として、掲載させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、13ページを御覧ください。このページから28ページにかけては、第2期計画に規定しております事業ごとの中間評価及び目標実現に向けました取組、改善内容をまとめております。

少しページをとびまして、29ページを御覧ください。29ページから32ページまでかけては、第3期計画に規定しております特定健康診査、特定保健指導の中間評価及び目標実現に向けた取組、改善内容をまとめてございます。

またページとびまして、33ページ、34ページの見開きを御覧ください。事業ごとの課題や対策、見直しの内容を一覧に

|      |  |
|------|--|
| 尾崎会長 | <p>したものであり、続く 35 ページ、36 ページの見開きにつきましても、同じ趣旨のものとなります。</p> <p>続きまして、37 ページ、38 ページの見開きを御覧ください。第2期計画、第3期計画全体の総括といたしましての中間評価及び今後の予定を説明してございます。中間評価の素案といたしましては、このような内容でまとめさせていただいております。駆け足となりましたが、概要につきまして、説明は以上となります。</p> <p>どうもありがとうございました。このことにつきましても、意見やお気付きの点があれば、今月いっぱいくらいまでに改めて事務局に御連絡いただければと思います。よろしく願います。</p> |
| 尾崎会長 | <p>それでは、「日程第5 その他」について事務局から何かございますでしょうか。大丈夫ですか。大丈夫と言うことなので、日程第5についても終了とさせていただきます。</p>  |
| 村上部長 | <p>それでは、最後に全体をとおしまして、皆様、それから事務局から何かございますか。それでは、事務局願います。</p>  |
| 尾崎会長 | <p>本日はどうもありがとうございました。諮問につきまして、会長からもお話がございましたとおり、2月2日火曜日午後1時半より会議棟の第1、第2会議室にて答申案にかかる審議を行います。よろしく願い申し上げます。意見等ございましたら、1月26日火曜日までに、方法は問いませんので、事務局まで御意見賜りますよう、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。次回は2月2日ということで、1月26日までにはお願いしたいと思います。それでは、</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 委員一同 | <p>これを持ちまして、本日の日程を全て終了とさせていただきます。本日の運営協議会はこれで閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> |
|------|--|